

審 査 基 準

平成19年 8 月20日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第5条の5第3項
処 分 の 概 要	技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、同第5条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同法第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	3日間（書換えにあつては1日）
申 請 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。
問 合 せ 先	住所地を管轄する警察署の生活安全課
備 考	